平成２４年（フ）第６１７号
熊本県合志市幾久富1770番地４　サンハイツ永江201、前住所熊本市中央区出水８丁目36番27号
債務者　前坂　　努
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６２０号
熊本市東区月出１丁目４番47号エンゼルハイツ月出402号
債務者　椎葉加代子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６２６号
熊本県菊池市泗水町吉富175番地11
債務者　伊藤　順子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６４６号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目27番21号
債務者　村本　裕子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４１１号
大分市千代町４丁目１番１号　第２クボタビル202
債務者　小淵　泰英
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１８５号
北海道苫小牧市春日町１丁目11番15―107号
債務者　太田　順子（旧姓飯田）
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１２号
茨城県取手市新町４丁目５番４―301号、前住所東京都台東区元浅草３丁目３番７―501号　日神デュオステージ新御徒町
債務者　古賀　　勲
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
茨城県北相馬郡利根町大字押戸10548番地
債務者　杉山　浩子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
茨城県稲敷市江戸崎甲1295番地52
債務者　西村　　拓
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
茨城県取手市片町244番地　金谷ハイツ７号室
債務者　成島　広子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
茨城県取手市片町244番地　金谷ハイツ７号室
債務者　成島　尚輝
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８７号
茨城県龍ケ崎市須藤堀町42番地２
債務者　助川　徳男
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８８号
茨城県土浦市乙戸57―１　医療法人社団筑波東病院、住民票上の住所茨城県取手市井野団地５番１―202号
債務者　尾身　恵子
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
茨城県取手市井野台３丁目３番１―902号
債務者　矢吹　隆一
1　決定年月日時　平成24年11月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
長野県須坂市臥竜４丁目５番９号
債務者　谷口　芳子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９９号
長野県飯山市大字木島384番地２
債務者　金澤　利香（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５９０号
兵庫県芦屋市若葉町７番１―331号
債務者　小櫻　聖子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係